正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱

（通則）

第１条　正社員雇用拡大助成金（以下「助成金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（目的）

第２条　この助成金は、若年者の正社員人材育成または職場定着のための取り組み（以下「事業」という。）を実施する企業に対して、経費を助成することにより、継続的な正社員雇用機会の創出を図り、若年者の正規雇用の拡大に繋げることを目的とする。

（助成対象事業者）

第３条　助成金の交付の対象となる事業者は、別表１に定める事業者（以下「事業者」という。）とし、かつ、次の各号の要件を満たすものとする。

（１）県内に雇用保険適用事業所設置届を提出している中小企業事業主であること。

（２）過去６か月以内に事業主都合による離職者がいない事業所であること。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２項に規定する団体）又は暴力団と関係する事業所でないこと。

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項第４号、第５号、同条第４項に規定する接待飲食等営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行う事業所でないこと。

（５）直近３年間、労働関係法令の重大な法令違反がないこと。また、その他法令についても直近３年間重大な法令違反がないこと。

（６）不正受給してから３年以内に申請した事業者、または申請後、支給決定日までの間に不正受給した事業者でないこと。（不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることができない助成金の支給を受け、または受けようとすること。）

（助成事業の内容、助成金の対象経費及び助成率）

第４条　事業者が、卒後１年以内の者を除く 35 歳未満の者（以下「対象者」という。）を正社員として新規雇用し、雇用から６か月未満の間に事業を実施した場合、予算の範囲内で助成金を支給する。

２　人材育成のための取り組みに係る助成対象経費の区分及び助成率は、別表２のとおりとし、対象者１名につき上限は 15 万円とする。一つの事業者が一つの年度内に助成を受けられる対象者は、３名までとする。

３　職場定着のための取り組みに係る助成対象経費の区分及び助成率は、別表３のとおりとし、一つの事業者につき上限は 10 万円とする。

（交付申請並びに交付決定）

第５条　助成金の交付を受けようとする事業者（以下「助成金交付希望者」という。）は、対象者を新規雇用した日から起算して６か月未満、かつ事業を実施する前に、正社員雇用拡大助成金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２　助成金交付希望者は、助成金の交付申請にあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））ある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　知事は、前項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　知事は、第１項の交付申請書による申請があったときは、その内容等を審査し、適正と認めたときは助成金交付希望者に正社員雇用拡大助成金交付決定通知書を送付する。

（申請の取下げ）

第６条　助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、正社員雇用拡大助成金交付申請取下書（様式第２号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第７条　助成事業者が事業の内容を変更する場合は、遅滞なく正社員雇用拡大助成金事業計画変更申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第８条　助成事業者は、承認を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、正社員雇用拡大助成金事業計画中止（廃止）申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第９条　助成事業者は、知事からの請求があれば、正社員雇用拡大助成金事業計画遂行状況報告書（様式第５号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条　助成事業者は、対象者を新規雇用した日から起算して６か月経過かつ事業完了後１か月を経過する日までに正社員雇用拡大助成金事業実績報告書（様式第６号。以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第 11 条　知事は、事業の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（助成金額の確定）

第 12 条　知事は、第 10 条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成金額を確定し、助成事業者に正社員雇用拡大助成金確定通知書を

送付する。

（助成金の請求及び支給）

第 13 条　助成金の交付を受けようとする助成事業者は、前条の正社員雇用拡大助成金確定通知書を受けた後に、正社員雇用拡大助成金請求書（様式第７号）を知事に提出するものとする。

２　知事は前項の請求書の内容が正当であるときは、これを受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に助成事業者に助成金を支給するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条　知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（２）この要綱に規定する助成金の交付要件を欠くこととなった場合。
　　但し、助成事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く。

（３）不正の手段により助成金の交付決定を受けた場合。

（４）その他本要綱に反する場合。

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

（帳簿等の整備、保存）

第 15 条　助成事業者は、助成金に係る事業の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を事業のすべてが完成した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（成果の公表）

第 16 条　知事は、本要綱により助成金を交付した事業について成果を公表することができる。

２　助成事業者は、知事が行う助成事業の成果の公表に協力しなければならない。

３　助成事業者は、助成金の交付日の属する年度の翌年度以降３年間のフォローアップ調査に協力しなければならない。

（事業所の変更届）

第 17 条　助成事業者は、法人登記事項等に変更があった場合には、その変更のあった日から２週間以内に正社員雇用拡大助成金事業事業所変更届出書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（事業実施の委託）

第 18 条　本事業に係る周知広報、問い合わせ及び助成金の申請等にかかる業務は正社員雇用拡大助成金事業受託事業者（以下「受託事業者」という。）に委託するものとする。

２　助成金交付希望者は、本事業にかかる問い合わせ及び申請等を受託事業者に行うものとする。

３　助成金交付希望者は、本事業に係る申請書等を受託事業者を経由し知事に提出するものとする。

（補　則）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月 31 日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした助成金については、同日後もなおその効力を有する。

別表１（第３条関係）

事業者とは県内の中小企業事業主等とする。また企業には、個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合等が含まれるものとする。 ただし、出資比率の大小に関わらず、県と連携協力して公共的サービスを提供する公社等外郭団体を除く。国又は市町村と連携協力した公的機関に準ずるものについても同様とする。

別表2（第4条第2項関係）

事業内容	経費区分	助成対象経費	助成率
人材育成	旅費交通費	・交通費（通勤費を除く） ・宿泊費	3／4
	事業所外研修等に係る費用	・受講料、受験料 ・教材費	
	事業所内研修等に係る費用	・講師謝金 ・会場使用料 ・印刷製本費	
	その他諸経費	・その他知事が必要と認める経費	

別表3 （第4条第3項関係）

事業内容	経費区分	助成対象経費	助成率
職場定着	旅費交通費	・交通費（通勤費を除く） ・宿泊費	3／4
	中間管理職等を対象とした事業所外研修等に係る費用	・受講料 ・教材費	
	事業所内研修等に係る費用	・講師謝金 ・会場使用料 ・印刷製本費	
	その他諸経費	・その他知事が必要と認める経費	

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

年度　正社員雇用拡大助成金交付申請書

年度において正社員雇用拡大助成金事業の助成金を受けたいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第５条第１項に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

正社員雇用拡大助成金

金　　円也

関係書類

１　事業者及び雇用者要件確認書　（様式第１号の２）
２　事業計画書　（様式第１号の３）
３　対象経費内訳書　（様式第１号の４）

様式第１号の２（第５条関係）

事業者要件確認書			
事　業　者　名			
事業所の所在地	〒		
代表者役職名及び氏名	（役職名） （氏名）		
事務所管部署		担当者名	
電　話　番　号		メールアドレス	
業　種		資本の額又は出資の総額	
事　業　内　容			

（交付要綱第３条第２号関係）申請日から起算して過去６か月以内に雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇したことが

有　（　　年　　月　　日離職）　・　無

（交付要綱第３条第３号関係）
「暴力団の規定」に該当する事業所で　有　・　無

（交付要綱第３条第４号関係）
「風俗営業等の規定」に該当する事業所で　有　・　無

（交付要綱第３条第５号関係）
直近３年間、労働関係法令及びその他法令について重大な法令違反が　有　・　無

（交付要綱第３条第６号関係）不正受給してから３年以内に申請した事業者、
または申請後、支給決定日までの間に不正受給を行おうとするもので　有　・　無

雇用者要件確認書			
対象者氏名		職務内容	
生年月日		性別	
新規雇用から６ヶ月経過するまでの期間	年　月　日　～　年　月　日		
雇用者要件	１　採用日時点で、35 歳以上で　有　・　無 ２　卒後１年以内の者で　有　・　無 ３　正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱細則第３条に基づく正社員で　有　・　無		

対象者について受給・申請（予定含む）している他の助成金の有無
１：　有　　２：　無　　（有の場合）→　助成金名称：

添付資料：登記簿（個人事業主にあっては事業開始届の写し及び住民票）・誓約書・雇用契約書等の写し・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、その他必要に応じ県が求める関連書類

様式第１号の３（第５条関係）

事業（ 人材育成 ・ 職場定着 ）計画書
事業所の課題
事業目的
事業内容
事業期間（実施期間） 年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
事業成果により期待される効果
備考

様式第1号の4（第5条関係）

年度　正社員雇用拡大助成金事業交付申請書（対象経費内訳書）

事業者			
事業内容			
事業実施期間		～	

対 象 経 費	内　　訳	**申請額**	消費税非対象額	消費税対象額
	合計			
	消費税額			
	対象経費合計			

助成上限額	
交付申請額	

※精算時には、上記助成上限額と、対象経費の3／4の額（1,000円未満切り捨て）のいずれか低い額が支給となります。

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

年度　正社員雇用拡大助成金交付申請取下書

年　　月　　日付け沖縄県指令商第　　号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金の交付について、下記のとおり取り下げたいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第６条に基づき申請します。

記

取り下げの理由

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

年度　正社員雇用拡大助成金事業計画変更申請書

年　　月　　日付け沖縄県指令商第　　号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業について、別紙のとおり変更したいので、正社員雇用拡大事業助成金交付要綱第７条に基づき申請します。

関係書類
１　事業計画変更申請書別紙（様式第３号の２）

様式第３号の２（第７条関係）

事業（ 人材育成 ・ 職場定着 ）計画変更申請書（別紙）			
事　業　者　名			
事業所の所在地	〒		
代表者役職名及び氏名	（役職名） （氏名）		
事務所管部署		担当者名	
電　話　番　号		メールアドレス	
事業を変更する理由			
事業を変更する内容			
備考			

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

年度　正社員雇用拡大助成金事業中止（廃止）申請書

年　　月　　日付け沖縄県指令商第　　号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第８条に基づき申請します。

記

１．中止（廃止）の時期

２．中止（廃止）の理由

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

年度　正社員雇用拡大助成金事業遂行状況報告書

年　　月　　日付け沖縄県指令商第　　号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業について、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第９条に基づき下記のとおり報告します。

記

１．事業の遂行状況　（　　年　　月　　日現在　）

２．実施している事業の内容

３．その他参考となる事項

様式第６号（第 10 条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

年度　正社員雇用拡大助成金事業実績報告書

　　年　　月　　日付け沖縄県指令商第　　号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業の実績について、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第 10 条に基づき別紙のとおり報告します。

関係書類
１　事業実績報告書別紙　（様式第６号の２）
２　対象経費内訳書　　（様式第６号の３）

様式第６号の２（第 10 条関係）

事業（ 人材育成 ・ 職場定着 ）実績報告書別紙
事業期間（実施期間） 年　月　日 ～　年　月　日
事業内容
事業成果（修得したスキル、制度導入等）
事業効果
備考 ※添付書類：事業実施確認資料（研修写真、受験票等）、対象経費領収書等の写し 出勤簿の写し等

様式第6号の3（第10条関係）

年度　正社員雇用拡大助成金事業実績報告書（対象経費内訳書）

事業者			
事業内容			
事業実施期間		～	

対 象 経 費	内　　訳	**実績額**	消費税非対象額	消費税対象額
	合計			
	消費税額			
	対象経費合計			

※対象経費の3／4の額（1,000円未満切り捨て）			
県：交付決定額		助成金確定見込額	

様式第７号（第 13 条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名　　印

年度　正社員雇用拡大助成金請求書

年　　月　　日付け沖縄県達商第　　号で確定通知があった正社員雇用拡大助成金事業について、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第 13 条に基づき下記のとおり請求します。

記

正社員雇用拡大助成金

金　　円也

金融機関名	銀行　　支店
種　　別	普通　　当座
口座番号	
フリガナ 預金名義人	

＊債権者登録した口座情報を記載してください。

様式第８号（第 17 条関係）

年　　月　　日

沖縄県知事　殿

事業者住所
事 業 者 名
代 表 者 名

正社員雇用拡大助成金事業事業所変更届出書

正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第 17 条に基づき、下記のとおり事業所に関する変更事項を届け出ます。

記

変更事項
○　社名変更の場合
（新社名）
（旧社名）

○　住所変更の場合
（新住所）
（旧住所）

○　代表者の変更の場合
（新代表者名）
（旧代表者名）

○　連絡先の変更等の場合
（新電話、メールアドレス等）
（旧電話、メールアドレス等）

○　その他の変更事項（具体的に記載すること）
（新）
（旧）

※上記の変更で登記簿または定款の記載内容に係るものは、変更後の登記簿または定款の写しを提出するものとする。